



便利な電子届出を是非ご利用ください

電子届出の流れ

1. 準備

事前届出(書面) ----- 県に提出

ユーザID・パスワード等の受領 ----- 県より郵送

2. 届出

PRTR届出システムにログイン

届出書の作成 ----- 入力補助機能、
入力ミステック機能付き

届出

3. 照会

※届出内容に疑義がなければなりません

都道府県等からの届出内容の照会

メールでお知らせ
システムで確認・回答

照会に対する処理(回答、修正、破棄)

届出書
ラクラク作成



24時間
受付OK!

セキュリティ
しっかり

物質番号・物質名、業種番号・業種名などを調べる負担もなく、PRTRの届出が確実・簡単にできます。

事前届出について

様式第4 (第15版関係)

電子種別届出書使用届出書

山形県知事 印

届出先 山形県山形市山形二丁目1-1
山形県環境部 環境管理課
代表取締役社長 山形 太郎
(法人に就いては事務長及び代表者の氏名)

届出先住所 〒980-0001 山形市山形二丁目1-1
電話番号 (022) XXX-XXXX
電子メール joushou@pref.yamagata.lg.jp

届出先住所 〒980-0001 山形市山形二丁目1-1
電話番号 (022) XXX-XXXX
電子メール joushou@pref.yamagata.lg.jp

届出先住所 〒980-0001 山形市山形二丁目1-1
電話番号 (022) XXX-XXXX
電子メール joushou@pref.yamagata.lg.jp

同一の届出先に複数の事業所がある場合は一括して事前届出が可能です。

届出書の様式はNITE(独立行政法人 製品評価技術基盤機構)のホームページよりダウンロードできます。

記入した様式は、県に提出します。後日、県よりPRTR届出システムにログインする際に必要なIDとパスワードを郵送いたします。

また、NITEから電子メールで「クライアント証明書」のダウンロード案内が送られます。クライアント証明書を、届出システムに利用するパソコンに登録することで、届出内容を暗号化して通信できるようになるので、なりすましやデータの漏えい、改ざん防止に役立ちます。

※事前届出は一度提出すれば次の年以降は提出する必要はありません。また、当該年度に電子届出を行うためには、6月20日までに事前届出を県に提出する必要があります。

◆電子届出の詳細についてはNITEのホームページ <http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/dtp.html> をご参照ください。